

# 阿蘇市総合計画

## 後期基本計画（素案要旨）

---

### 【 目 次 】

- ◆第1節 阿蘇の自然と共生する環境都市づくり・・・・・・・・P 1
  - ◆第2節 元気あふれる産業づくり・・・・・・・・P 3
  - ◆第3節 魅力あふれる大阿蘇の観光地づくり・・・・・・・・P 6
  - ◆第4節 笑顔でつなぐ情報通信のまちづくり・・・・・・・・P 8
  - ◆第5節 安心して暮らせる快適なまちづくり・・・・・・・・P 9
  - ◆第6節 個性あふれる生涯学習都市づくり・・・・・・・・P 15
  - ◆第7節 住民参加による自立したまちづくり・・・・・・・・P 18
  
  - ◆指標一覧・・・・・・・・P 20
-

# 後期基本計画施策体系図 (施策の大綱)

《基本政策》 節レベル	《政策》 項レベル	《47の施策》 目レベル	担当課
1 阿蘇の自然と共生する環境都市づくり	(1) 自然環境との共生	①自然環境の保護・保全 ②環境に配慮したまちづくり	市民環境課、企画振興課 市民環境課
	(2) 健全な土地利用の推進	①有効的な土地利用の形成	農政課、税務課、企画振興課
2 元気あふれる産業づくり	(1) 地域の資源、特性を生かした農林畜産業の振興	①生産基盤の整備 ②担い手の育成 ③地域営農の確立 ④畜産の振興と草地(原野)の保全活用 ⑤林業振興と森林保全	農政課 農政課 農政課 農政課 農政課
	(2) 活力ある商工業の創出	①個性のある店舗と賑わいのある商店街づくり ②新規企業の誘致と地場産業の支援	商工観光課 企画振興課、商工観光課
	(3) 1次・2次・3次産業が連携する産業づくり	①地域産業の連携	農政課、商工観光課
3 魅力あふれる大阿蘇の観光地づくり	(1) 滞在型観光地づくり	①観光地としての体制づくり ②魅力ある観光資源の活用 ③広域観光の形成	商工観光課 商工観光課、総務課、教育課 商工観光課、企画振興課
	(2) 地域の連携による総合的な観光地の形成	①都市と農村の交流推進	商工観光課、企画振興課
4 笑顔でつなぐ情報通信のまちづくり	(1) ICTを活用した生活環境の向上	①高度情報ネットワークの構築 ②電子自治体の推進 ③情報活用能力の向上	情報課 情報課 情報課
5 安心して暮らせる快適なまちづくり	(1) 保健・医療・福祉の充実	①保健活動の啓発と充実 ②地域福祉の推進 ③高齢者福祉の充実 ④障がい者福祉の充実 ⑤児童福祉の充実 ⑥社会保障の充実・公的扶助の適正実施 ⑦地域医療等の充実	健康福祉課 健康福祉課 高齢者支援課 健康福祉課 健康福祉課 健康福祉課、市民環境課 阿蘇中央病院、波野診療所
	(2) 安全で快適なまちづくり	①公園・緑地の整備 ②道路環境の整備 ③生活交通の確保 ④交通安全の確保 ⑤住環境の整備 ⑥生活飲用水の安定供給 ⑦生活排水汚濁防止対策 ⑧防犯活動の促進 ⑨防災対策の充実 ⑩消防力及び予防体制の整備	企画振興課、建設課 建設課 企画振興課 総務課 建設課、企画振興課 水道課、財政課、市民環境課 下水道課、市民環境課 総務課、市民環境課 総務課、建設課、農政課 総務課
6 個性あふれる生涯学習都市づくり	(1) 学校教育環境の充実	①学校教育の充実 ②小学校、中学校の施設整備及び機能充実	教育課 教育課
	(2) 生涯学習の充実	①生涯学習の推進 ②地域連携による青少年の健全育成 ③スポーツ・レクリエーションの振興	教育課 教育課 教育課
	(3) 歴史・文化の振興	①芸術・歴史・文化活動の推進 ②歴史・文化を活用したまちづくり	教育課 教育課
7 住民参加による自立したまちづくり	(1) 住民自治の確立	①住民自治の環境整備 ②地域コミュニティ活動の充実	総務課 教育課、企画振興課
	(2) 市民の行政参加と協働	①市民の知恵と力を生かした行政の展開 ②市民と行政のパートナーシップの構築 ③人権尊重と男女共同参画によるまちづくり	総務課、情報課 総務課、情報課 人権啓発課

(将来像)  
 緑いきづく火の神の里  
 豊かな自然と笑顔あふれる国際環境観光都市を目指して

を  
 く  
 基本  
 活力ある人づくり

## ◆第1節 自然と共生する環境都市づくり

阿蘇を象徴する豊かな自然を継承するために、身の回りから広域的な環境までの適正な循環システムを構築するとともに、省エネルギー化の推進や自然エネルギー資源の有効活用等を行い、地球環境保全につながる環境対策に取り組んでいきます。

また、この国立公園の自然環境を活かし、自然とのふれあいや学習の場の提供を通して、住民をはじめ、民間団体や阿蘇を訪れる人々への自然環境に対する、保護・保全意識の醸成に努めるとともに、自主的な環境保全活動を支援し、関連する施策を広域的かつ総合的に推進し自然と共生する環境都市づくりを目指します。

### 【1】自然環境との共生

#### 1 自然環境の保護・保全（素案P1、関係課：市民環境課、企画振興課）

##### ①自然環境保護の推進

草原景観については、関係機関と連携し保全再生に積極的に取り組みます。また、「グリーンツーリズム」や「エコツーリズム」を推進し、「都市と農村の交流」の活性化を図りながら環境保全の取り組みを行います。

##### ②環境保全意識の普及

緑化運動等の活動を通し住民意識の醸成に努めます。ネット上に阿蘇市の環境活動の総合窓口「阿蘇グリーンコレクション」を構築し、情報を発信し環境活動を支援します。

##### ③希少野生動植物を保護

希少野生動植物を保護するため、啓発活動を地域住民やボランティア団体と協力し実施します。また、外来生物、特定外来生物による生態系の被害を防止するため、地域住民に広く周知し生態系全体のつながりを守ることに努力します。

##### ④ASO環境共生基金の活用

自然環境保護意識の醸成を図るため基金を周知します。関係機関と連携しながら、環境教育事業、希少野生植物の保護事業、阿蘇山上の草原再生等事業を展開し事業の拡充を図っていきます。

##### ⑤阿蘇らしい景観づくりの推進

阿蘇らしい景観づくりに努め、景観行政団体への移行や景観条例を制定し、市独自の景観施策に取り組めます。

##### ⑥阿蘇ジオパークの推進

関係機関と連携し阿蘇郡市一体となって世界ジオパークネットワークへの加盟認定を目指します。

#### 2 環境に配慮したまちづくり（素案P4、関係課：市民環境課）

##### ①地球温暖化防止への対応

地球温暖化防止実行計画で定めた実行計画を実践します。省エネルギーの推進や新エネルギーの導入など普及啓発に努め、温室効果ガス排出量削減の取組みを市民と協働で実行します。

##### ②循環型社会の形成

廃棄物の発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再資源化（Recycle）を推進し、廃棄物の適正な処理による循環型社会システムの構築を目指します。不法投棄の撲滅のため、関係者に対し予防策の実施に協力と理解を求めていきます。

##### ③水資源の保全

関係機関と連携した家畜糞尿の野積み防止への周知徹底、農業施設管理者等への管理指導を行います。無農薬・減農薬による農産物栽培を推進します。森林が持つ水源涵養機能を維持増進するため、適正な育林管理の推進に努めます。

#### ④バイオマスタウンの推進

阿蘇市バイオマスタウン構想を基に、阿蘇市らしい地域資源利活用システムを構築し、新たな産業の創出や地域の活性化を図るために、地域住民や多様な主体の参加と協力が得られるよう協議を進めます。

#### ⑤環境学習の推進

各種団体と連携して環境学習を、様々な主体により開催できるよう協力体制を充実させていきます。環境学習や環境保全の拠点を市内に設置することを目指します。

## 【2】健全な土地利用の推進

### 1 有効な土地利用の形成（素案P7、関係課：農政課、税務課、企画振興課）

#### ①土地資源の有効活用

- ・集团的広がりのある農地や、基盤整備された農地は優良農地として農地の確保に努め、遊休農地の利用促進を図ります。
- ・原野については、草地の利活用を図り、農畜産業の振興と活性化を図るとともに新たな利用策の検討を進め、草原面積の現状維持に努めます。
- ・宅地については、無秩序な開発を防ぎ、周辺の自然環境や景観に配慮し、個性と伝統のある地域文化に根ざした居住環境を保全します。民間による住宅地の形成を誘導し、定住化の基礎づくりを進めるため、農地等の各種制限の緩和等を検討します。
- ・公共用地については、自然環境に配慮しつつ必要な用地を確保し、遊休市有地の有効利用に努めます。

#### ②計画的な土地利用の推進

土地利用に関する諸計画を整備し、都市計画区域の見直しや用途地域指定の論議を行います。

#### ③地籍調査の推進

調査が円滑にできるようその重要性を啓発し、市民に協力を求めています。全域調査の早期完了を目指します。

## ◆第2節 元気あふれる産業づくり

長引く景気の低迷の中であって、住民生活の向上や地域を活性化させるためには、地域産業の振興は不可欠なものです。

このため、本市の基幹産業である農業においては、地域農業を維持・発展させるため、担い手の育成や集落営農の確立に努め、農業基盤の強化を図るとともに、環境に配慮した循環型農業を推進し、安全・安心・高品質の阿蘇ブランドの確立を目指します。

また、商工業においては、地場産業の育成や後継者の育成確保に努め、空き店舗等を活用した商店街の活性化を図るとともに、地元雇用が見込まれる企業誘致にも積極的に取り組みます。

さらに、地域の様々な資源を活かして、農業、商工業と観光が連携した総合的な産業の振興を図り、活力あるまちづくりを進めます。

### 【1】地域の資源、特性を生かした農林畜産業の振興

#### 1 生産基盤の整備（素案P9、関係課：農政課）

##### ①農道、広域農道の整備

近代化した車両等に対応した農道を計画的に整備し、広域農道については、早期完了を目指します。

##### ②優良農地の整備

更新基盤整備事業に取り組み、暗渠排水や用排水路の改修を順次進めていきます。大区画の整形等も実施します。

##### ③阿蘇東部高冷地域の整備

国営大野川上流土地改良事業の受益地区内に整備した営農モデル団地を核とし、生産基盤の整備を進めます。国に対して、国営事業の早期完了を求めています。

#### 2 担い手の育成（素案P11、関係課：農政課）

##### ①担い手農家の育成

担い手農業者に対し農業経営に関する各種施策を集中的・重点的に実施するとともに、経営指導及び合理化等への活動支援を行います。

##### ②集落営農等への育成・支援

地域の实情に応じた多様な生産組織の育成に努め、生産組織の法人化を推進します。

##### ③新規就農者への支援

各関係機関と連携し、役割分担に応じたフォローアップをします。

#### 3 地域営農の確立（素案P13、関係課：農政課）

##### ①地域の特色を活かした農業振興

適地適作による生産振興を行い安定した産地化を目指します。関係機関が連携して、農産物のPRと「阿蘇ブランド」の確立を推進し、販路拡大に努めます。

##### ②効率的な農業経営の推進

農業機械の共同利用、作業体制の確立、集荷体制の整備を進めます。振興作物については、効率的生産体制の強化や新技術の導入を促進します。土地利用型農作物については、農地の団地化、ブロックローテーションなど効率的な輪作体系を確立します。

##### ③安全、安心、高品質の農産物づくり

エコファーマーを拡大し、環境保全型農業を推進します。使用済みの農業用資器材については、適正処理を推進します。完全有機栽培等による農産物づくりをすすめ高付加価値型農業を促進します。

## 4 畜産の振興と草地（原野）の保全活用（素案P15、関係課：農政課）

### ①畜産物の生産振興

自給飼料の増産、原野への延長放牧や周年放牧、広域預託放牧により低コスト化を図ります。阿蘇の畜産物については、ネームバリューを活かした販売戦略を図ります。「あか牛料理認定店」への加入推進を図るなど畜産物の地産地消に向けた取組みも進めていきます。

### ②草原（原野）の維持

放牧推進による監視体制の整備及び事故等の防止を図ります。野焼きボランティア等の人員確保や恒久的な防火帯の設置を推進します。山林周辺においても、関係機関と協議し対策を講じていきます。

### ③畜産環境対策の推進

堆肥センターを中心として、ストックヤード等の整備を進め、耕畜連携による土づくりを推進し資源循環型の農業体系を確立します。

### ④自衛防疫の推進

畜産農家の情報を関係機関と共有し、危機管理体制を整備します。伝染病が発生した場合、迅速な対応により被害を最小限に抑えるよう努めます。家畜伝染病の予防対策として、自給粗飼料の増産や利用を促進します。

## 5 林業振興と森林保全（素案P17、関係課：農政課）

### ①適正な森林整備の推進

森林の長伐期化や複層林化、広葉樹林化等の施業を効率的かつ効果的に促進します。集約化施業による間伐の推進と併せ木材安定供給体制を構築します。民間企業等が行う植樹等についても支援します。

### ②生産・流通基盤の整備

森林が集团的に存在する地区に対して、間伐作業道等を整備します。機器等の近代化を図り、作業の省力化、効率化、さらには共同化をすすめます。地域材を利用する「地産地消」の啓発活動を進め、販路拡大等に取り組みます。

### ③有害鳥獣対策

農林作物の被害防止のため、有害鳥獣捕獲に努めます。また、捕獲時の事故防止の啓発に努めます。新規捕獲従事者の育成・確保に努めます。

## 【2】活力ある商工業の創出

### 1 個性のある店舗と賑わいのある商店街づくり（素案P19、関係課：商工観光課）

#### ①商店街の環境整備

緑豊かな阿蘇のイメージを活かした景観づくりと併せて、地域の特性を活かした商店街の整備を進めます。空き店舗については、既存助成事業の利活用を促進し、併せてその制度内容を充実させます。空き店舗所有者及び地権者の市内起業希望者への情報提供体制を整備します。商店街の隣接遊休市有地については、有効な土地利用を検討し、必要がなければ売却を推進します。

#### ②経営支援体制の強化

商業の起業者や後継者への支援と併せて、阿蘇市商工会との指導体制の整備等を行います。異業種間の交流を促進します。電子商店街（オンラインショップ）を拡充します。

#### ③観光型商業の確立

商店街周辺の案内板設置や商店街散策マップを作成します。市内商店街相互の連携強化を図り、滞在時間が延長する施策を講じます。

### 2 新規企業の誘致と地場産業の支援（素案P21、関係課：企画振興課、商工観光

## 課)

### ①企業誘致に向けた条件整備

企業誘致に関する優遇措置を拡充し、情報提供を積極的に行います。企業立地時の支援体制を整備します。企業立地の整備には、自然環境への配慮や農業的土地利用との調整を図りながら進めます。

### ②地場産業の支援

関係機関と連携した経営相談等の対応窓口を開設し、危機的状況を回避できる体制づくりに努めます。資金調達事業等の啓発を行い、その利用を促進します。

### ③雇用対策の強化

就労希望者の求める情報が十分に提供できるように関係機関との連携強化を図ります。商工会や地元企業団体等へ雇用拡大に向けて働きかけを行います。就労希望者に対し能力開発事業や研修事業の情報を提供します。

## 【3】1次・2次・3次産業が連携する産業づくり

### 1 地場産業の連携（素案P23、関係課：農政課、商工観光課）

#### ①地場農産物直売施設等の充実

農産物の充実や安定供給を図るため、直売所施設間の連携を図ります。直売所での販売を通じて消費者ニーズを生産者に伝え、品質の良い農産物の生産に繋げていきます。ネット販売を強化し、生産品をPRします。地元農産加工品の生産に加え、地元農産加工品のブランド化を図ります。

#### ②地産地消の推進

宿泊施設、飲食店等への地元農産物の安定供給に対応した生産販売体制づくりに努めます。学校給食については、地元食材の利用について働きかけを行い、食農教育も併せて推進します。

#### ③新たな特産品づくりの推進

異業種間交流による新たな特産品づくりを支援し、その普及啓発に努めます。

## ◆第3節 魅力あふれる大阿蘇の観光地づくり

本市は、阿蘇地域の核として、美しい自然景観をはじめとして、伝統文化、温泉、宿泊施設など多様な観光資源を有しています。

これらの観光資源を最大限に活かし、阿蘇ならではの都市農村交流を創出するとともに、県内外の観光地や周辺自治体との広域連携のもと、魅力ある阿蘇観光地づくりを進めます。

また、九州新幹線全線開通を視野に入れ、受け入れ体制の強化に努めるとともに、外国人誘客に積極的に取り組み国際観光都市を目指します。

### 【1】滞在型観光地づくり

#### 1 観光地としての体制づくり（素案P25、関係課：商工観光課）

##### ①観光客誘致宣伝の強化

誘客宣伝活動を強化し、新たな観光客の開拓を行います。観光PRやイベントの開催、インターネット等のメディアを活用した宣伝活動を展開します。

##### ②“おもてなし”意識の醸成

“おもてなし”の心や阿蘇の歴史文化の知識、イベント等の情報を習得してもらうための講習会等を関係機関と連携して開催します。案内人の確保・育成に努めます。

##### ③外国人観光客の誘致

観光サインの多言語化を充実し、英語、韓国語、中国語表記のパンフレットやマップを作成します。インターネットでの情報発信を拡充します。

#### 2 魅力ある観光資源の活用（素案P27、関係課：商工観光課、総務課、教育課）

##### ①観光資源の整備・拡充

関係団体等の連携強化を図りながら、観光資源の掘り起こしに取り組み、新たな観光商品開発を行います。既存イベントを見直し地域活性化につながるイベントとします。

##### ②合宿の里づくりの推進

各施設や関係団体等と連携を強化し充実した合宿が出来るような体制づくりを行います。

##### ③阿蘇山周辺の活性化

基本計画構想に基づいた施設整備に努めます。旧山上スキー場は、施設を撤去します。休止中の仙酔峡ロープウェイについては、今後の方向性を示します。阿蘇ジオパークとして、トレッキング道の整備や案内人の育成を行います。

#### 3 広域観光の形成（素案P29、関係課：商工観光課、企画振興課）

##### ①観光玄関口の整備・充実

阿蘇市観光のイメージを高めるためのランドマークの設置や既存観光案内板等の見直しを行います。公的施設の機能の充実や新規施設の整備などで、観光情報などを来訪者に提供します。JR阿蘇駅の周辺地域については、各種公共交通機関の結節点として利用者の利便性に配慮した整備を進めます。

##### ②観光周遊交通の確保

JRやバス等の連結強化を行い利便性の向上を図ります。路線バス（市内環状線）を整備し、公共以外の2次、3次アクセスの利用促進を図ります。

##### ③広域連携による観光推進

「阿蘇・熊本・天草観光推進協議会」で、関西方面へのPR活動など広域連携での効果的な観光施策を展開します。

## **【2】地域の連携による総合的な観光地の形成**

### **1 都市と農村の交流推進（素案P31、関係課：商工観光課、企画振興課）**

#### **①阿蘇カルデラツーリズムの推進**

グリーンツーリズム、エコツーリズム、タウンツーリズム、ヘルスツーリズム等を推進します。『阿蘇カルデラツーリズム博覧会（阿蘇ゆるっと博）』の開催を契機に着地型体験交流プランの提供充実に努めます。これらの活動を通じて、地域間、組織間におけるネットワークづくりを行い、受入態勢の整備に努めます。

#### **②ASO 田園空間博物館事業の推進**

地域資源の掘り起こしや磨き上げを行い、サテライトを後世に継承する取り組みを実施します。都市と農村の交流促進に向け、満足度の高いイベントを企画します。

地域リーダーや案内人を養成し、受入態勢の充実でおもてなしの向上に繋がります。

地域づくり団体等の連携強化を図るため、ネットワークづくりを行い、相互交流を促進します。

#### **③移住交流事業の推進**

長期滞在型の体験交流事業を展開することで、都市住民の移住を促進します。阿蘇でのボランティア活動（緑化活動、清掃活動、野焼き支援）に対して配布する「阿蘇市地域通貨（Grass）」の活用を推進します。

## ◆第4節 笑顔でつなぐ情報通信のまちづくり

飛躍的な情報処理技術や通信技術等の進歩によって、日常生活や産業活動はあらゆる面で変貌を遂げています。誰もが情報通信機器等を活用して、必要とする情報を必要なときに容易に入手でき、さまざまなサービスを手軽に受けることが可能となりました。

こうした利点を広く享受できるように、地域の主要な施設を結ぶ利便性の高い情報通信体系を築いていくとともに、充実した情報通信基盤の整備を図り、産業や福祉等多岐にわたる分野において、情報通信システムを活用したまちづくりを推進します。

また、情報化の進展に伴い情報を適切に管理し、プライバシーの保護に努めながら住民の誰もが安心して快適に利用できる情報環境づくりに努めます。

### 【1】ICTを活用した生活環境の向上

#### 1 高度情報ネットワークの構築（素案P34、関係課：情報課）

##### ①光ネットワーク網の整備

全世帯に高速通信サービスを享受できる光ネットワークの整備を進めます。

##### ②携帯電話等モバイル情報ネットワーク網の整備

民間主体の整備を支援し、不採算地域への携帯鉄塔整備等補助制度の拡充等を図ります。

##### ③地上デジタルテレビ放送移行支援

新たな難視地区やデジタル化困難な旧共聴施設については、デジタル化移行を支援します。

##### ④情報通信技術を活用した便利で快適な社会の実現

多様な機器に対応できる公衆無線LAN網など容易に情報交換ができるような環境整備を検討します。

#### 2 電子自治体の推進（素案P36、関係課：情報課）

##### ①公共施設ネットワークの整備

公共施設ネットワークの整備充実を図り業務の効率化を目指します。

##### ②行政情報コンテンツの拡充

パソコンや携帯の情報サイトのコンテンツの充実を図るとともに、全世帯に設置する「お知らせ端末」を活用しながら、市民への情報提供を充実します。

##### ③利用しやすい電子申請システムの構築

携帯端末での施設予約など、より市民の利用しやすい、システム構築を図ります。

##### ④セキュリティの確保

セキュリティ対策ツールの導入と合わせ、職員個々の情報セキュリティについてのスキルアップを図るとともに、より安価で、堅牢なシステムの構築を検討します。

#### 3 情報活用能力の向上（素案P38、関係課：情報課）

##### ①ICTサポートの充実

高齢者等の市民サポート体制を充実させ、インターネットを体験できる端末等の設置拡大を図ります。誰でものが容易に利用できる情報端末やシステムの普及促進を図ります。

##### ②市民のIT研修の充実

研修機会の拡大を図ります。

##### ③eラーニング環境の整備

地域文化の学習素材の活用も拡充し、インターネットを活用した双方向型の教育・学習システムの整備を図ります。

##### ④産業・生活環境支援

阿蘇テレワークセンターの役割を拡充し、地域密着型ICTサポートセンターとして充実を図り、電子商店街や保健、医療、福祉、防災等を支援するネットワークシステムの構築を図ります。

## ◆第5節 安心して暮らせる快適なまちづくり

住民の誰もが生涯を通じて安心して生活することができるよう、介護が必要な高齢者等への支援体制や自立と社会参加のための施策を、ノーマライゼーション※の理念に基づいて推進し、保健・医療・福祉の連携によりそれぞれのライフステージに応じたサービスの充実を図ります

さらに、子育てを支援していくための体制整備や、児童の健全育成のための施策をさらに推進し、次代を担う子どもたちを安心して育てることができる環境づくりに努めます。

また、日常生活の利便性と安全性を高めるため、交通基盤の整備を促進していくとともに、防災・防犯に配慮した生活基盤を整備し、地域連携のもと安心して快適な生活空間の形成に努めます。

### 【1】 保健・医療・福祉の充実

#### 1 保健活動の啓発と充実（素案P40、関係課：健康福祉課）

##### ①生活習慣の見直し及び健診等の充実

健診受診の重要性を周知し、検査項目を追加します。健康運動が続けられる体制づくりに努めます。住民が利用しやすい多様な受診体制の整備を進めます。総合的な保健事業を展開するために、産業保健との連携・協力を努めます。

##### ②健康管理情報システムの充実

健康管理情報システムを活用し、地域の特性に応じた保健活動を推進します。健康・福祉情報を共有できるシステムの構築に努めます。

##### ③温泉を活用した健康づくりの推進

既存の公的温泉施設を健康づくりの拠点として位置付け、専門の指導者（健康運動指導士等）の雇用、温泉の効用を学んだ温泉指導者の育成に努めます。住民の自主的な健康づくりの取り組みをサポートする体制や、個別的な指導が出来る体制の整備を進めます。

##### ④住民と協働した健康づくりの推進

健康づくりに関する自主グループの育成・活動を支援し、健康問題について住民と行政がともに検討していく場を設置します。健康づくり推進協議会・健康づくり推進員への研修を充実させ、地域のリーダーとして活動できるように支援します。

##### ⑤食育・食生活改善の推進

「健康増進計画書・食育推進計画書」の推進を図り、食生活改善に関するリーダーを育成し、生活習慣病の予防に努めます。高齢者においては、介護予防の意識啓発を図り、食生活の自立支援、食生活改善に努め、要介護状態への進行を予防します。

##### ⑥母子保健医療体制の充実

妊娠期～青年期までの一貫した母子保健体制の確立と子育て支援体制の充実に努めます。家庭育児機能の育成・支援を行います。地域での母子保健活動の充実を推進します。父親が育児に参加しやすい環境づくりに努めます。

#### 2 地域福祉の推進（素案P44、関係課：健康福祉課）

##### ① 福祉サービスの適切な利用の促進

各種福祉施設の活動充実を図り、適宜適切な福祉サービスの情報を提供します。福祉活動専門職の育成に取り組み、保健・医療・福祉に関する相談窓口を設置し多様な相談に応じます。必要に応じて専門相談機関・サービス提供機関への連絡調整を行います。地域福祉権利擁護事業の活用を進め、成年後見制度の利用を促進するために広報・啓発に努めます。

##### ②福祉ボランティアの育成

ボランティア活動への地域住民の積極的な参加を促進するために、情報提供を行います。各種ボランティア講座やリーダー養成講座を開催します。就業者がボランティア休暇を活用しやすい環境を整備します。

##### ③地域ネットワークの充実

地域のネットワークを構築し、地域協働型の福祉を目指します。情報管理システム（要援護者見守りマップシステム）を導入します。人的ネットワークがつけられる場づくりを支援します。

#### ④ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを進めます。さまざまな施策の計画策定段階において、多様な意見を反映させます。

### 3 高齢者福祉の充実（素案P 4 7、関係課：高齢者支援課）

#### ①高齢者の生きがい対策の充実

高齢者を対象とした講座や各種スポーツ大会等の充実を図り、老人クラブを中心とした地域のボランティア活動を支援します。老人クラブ活動を充実させ、加入率の向上に努めます。ボランティアリーダー等の育成に努め、地域住民グループ（サロン）活動の充実を図ります。高齢者の閉じこもりを防止するための外出を支援します。就労を希望する高齢者を支援します。

#### ②高齢者の生活環境の整備

安全な住まいに関する研修の場を設け、住宅改修等に関する制度の利用を案内します。有効な住宅改修を行うために総合的なアドバイスを行い、高齢者が暮らしやすい住まいづくりを支援します。高齢者の安全や利便に配慮した住宅の供給を推進します。高齢者やその家族からの相談に24時間体制で対応できる相談窓口を設置し、緊急通報システムを普及させます。

#### ③介護保険事業の充実

《介護予防事業の充実》温泉を活用した介護予防事業等に取り組み、介護予防意識の啓発に努めます。地域におけるリーダーを育成します。民生委員・児童委員や老人会、区長等と協働・連携した活動を支援します。認知症の予防及び早期発見、専門医の早期受診を推進し、認知症に関する正しい知識と理解の啓発等を行います。

《介護保険事業の円滑な運営》ケアマネジメントの介護支援専門員の育成や必要な情報の提供等支援します。要介護者の在宅生活への復帰を支援します。各主体の役割分担を明確化し地域で高齢者を見守れる体制を整備します。

### 4 障がい者福祉の充実（素案P 5 2、関係課：健康福祉課）

#### ①福祉サービス基盤の充実

地域の縁がわ事業への取り組み等支援し、適切な介護等のサービスが提供できる体制を整備します。ケアマネジメント機能の強化に努め利用者の自立支援や生活の質の向上への支援を行い、適切なサービスの提供をサービス事業所に働きかけます。家族支援の充実を図ります。個々の障がい者への相談支援体制強化に取り組みます。地域福祉権利擁護事業や成年後見制度について周知し、財産管理や人権が守られるための支援を行います。

#### ②障がい者の生きがい対策の充実

住民の交流の場となる各種行事の参加を促進します。グループホーム等で利用者間の交流増加や地域での交流を支援します。交流を通じて市民がボランティア活動に参加できる体制づくりや、障がい者もボランティア活動へ参加できるような機運を高め、支えあいの社会を構築します。障がいと障がい者に対する市民の正しい理解と認識を深め、啓発活動を推進します。

#### ③就労の促進

就労の場を確保し、継続雇用への支援を行っていきます。障がい者が抱えている問題解決と就労支援を推進するために、各分野の関係機関とのネットワークを整備します。地域活動支援センターの機能強化を図り、安定した運営ができるよう支援します。

### 5 児童福祉の充実（素案P 5 5、関係課：健康福祉課）

#### ①子育て支援の充実

子育て支援センターの機能強化のために、出張相談等積極的な活動を行います。子育て家庭の費用負担を軽減するために、新たな助成制度を検討します。放課後児童クラブの活動を充実させ、放課後子ども教室の新規設置を検討します。児童虐待に対しては、地域意識を醸成し、通報や相談窓口を広げ、関係機関と連携して相談できる体制の強化に努めます。親子が安全・安心して過ごせる環境づくりのために、関係機関に提言します。

#### ②保育事業の充実

保育サービスを充実させるために、サービス評価の仕組みを構築し、新たな保育サービスの充実を図ります。保育所での食育の推進や地域活動事業の充実を図り、児童の心身の健全育成に努めます。保育技術の向上のため、保育士の研修を推進し、公立民間保育園の情報交換や協力体制を整備します。保育所の施設整備等については、計画的に施設の充実を図ります。定員の半数を下回る保育所においては、統廃合を検討します。

### ③ひとり親家庭への支援

母子自立相談員の専門性を高め、育児及び生活相談に対し、相談できる体制づくりに努めます。母子家庭の就労の条件を向上させるために、技術取得するための助成制度の活用を促進します。親子がふれあう機会等の充実や、ひとり親相互の協力と活動支援に取り組みます。ひとり親家庭に対し、子どもの養育支援と親の自立支援を進めます。

## 6 社会保障の充実・公的扶助の適正実施（素案P58、関係課：健康福祉課、市民環境課）

### ①国民健康保険事業の健全な運営

レセプトによる資格・内容点検の強化や、健康意識の高揚、生活習慣病の早期発見、早期治療により医療費の高騰抑制に取り組みます。国保への理解を深めてもらうため、啓発活動を行います。自主納付の意識を高め、保険税の収納率の向上に努めます。

### ②国民年金制度の啓発・普及

国民年金制度に対する意識の啓発のために、広報・PR活動を強化します。窓口相談の充実を図ります。年金事務所が行う収納業務に対して、情報提供等を行うことで収納率の向上に努めます。年金事務所との連携、協力により円滑な業務と受給資格要件を満たせるように努めます。

### ③生活保護制度

低所得者の自立を支援するため、日常的な相談等の地域福祉活動を促進します。生活保護制度の適正な運用に努め、被保護者に対し、自立へのバックアップを図っていきます。

## 7 地域医療等の充実（素案P61、関係課：阿蘇中央病院、波野診療所）

### ①地域医療ネットワークの確立

「かかりつけ医」の定着と在宅医療を促進し、医療機関相互の連携体制づくりを促進します。

### ②公立病院・診療所の充実

#### 《阿蘇中央病院》

阿蘇中央病院を平成25年度までに移転新築します。安全で安心な医療サービスが受けられる体制を充実させるために、多様な住民ニーズへの対応を進めます。地域中核病院としての役割を果たすために、医療サービスの充実を図ります。二次救急医療体制の充実を図るために、県の地域医療再生計画（阿蘇編）を推進します。常勤医師については、熊本大学病院との連携により、医療従事者の確保に努めます。就業環境を確保するため、院内保育所を設置します。休日・夜間等の対策は、地域の開業医が輪番で当番医として参画する仕組みを作ります。病院設備については、病院建設推進協議会（仮称）で施設及び医療機器の改善に向けて検討します。経費削減のためアウトソーシング等を検討し、経営の改善に努めます。

#### 《波野診療所》

光ネットワークを活用した在宅医療、遠隔医療のシステム整備等を進めます。保健・医療・福祉の連携を強め、それぞれでの事業を効率的・効果的に実施します。医療機器については、老朽化した機器の更新や必要に応じて高度医療機器を整備します。医師の確保については、県やへき地医療支援機構の医師派遣、代診医制度を活用します。予防医療の推進や地域の住民のニーズに即した医療内容の充実、きめ細かなサービスの向上など地域密着型の診療所となるよう努めます。

## **【2】安全で快適なまちづくり**

### **1 公園・緑地の整備（素案P65、関係課：企画振興課、建設課）**

#### **①公園・緑地の整備**

内牧中央公園は、幅広いニーズに対応できる整備を進めます。宮地市街地やその近郊に園地整備を計画します。これまで整備された公園のリニューアルを進めます。

#### **②水辺空間の整備**

河川改修は、多自然型の河川整備を進めます。遊水地については、親水性の有る空間作りに取組みます。

### **2 道路環境の整備（素案P67、関係課：建設課）**

#### **①広域ネットワークの充実**

国道57号4車線化の早期完成に向け関係機関に働きかけます。中九州横断道路は、早期整備に向け国・県に対し要望します。阿蘇市幹線道路については、早期完成を図り、中心市街地等へのアクセス道路を整備します。

#### **②地域に密着した生活道路の整備**

集落内の道路整備を進めます。定住化促進を図るため条件の整っている地域においては、地域主導による道路新設等のインフラ整備を行っていきます。

#### **③橋梁維持及び改修**

道路交通網安全の確保とコスト縮減を図り、「阿蘇市橋梁長寿命化計画」に基づき改修を進めます。

### **3 生活交通の確保（素案P69、関係課：企画振興課）**

#### **①路線バスの利便性向上**

阿蘇市環状線を生活観光路線へと構築し、利用促進を図ります。利用者の少ない路線については、代替交通を導入します。

#### **②乗合タクシーの拡充**

路線バスを廃止する地域や公共交通空白地域へ乗合タクシーを導入します。既存導入地域の利用改善に努め利用を促進します。

#### **③波野地区バスの改善**

利用者の一部負担を検討し、高齢者に配慮した車両への更新を行います。

#### **④JR豊肥線への取組み**

内牧駅及び赤水駅の駅業務をJRから受託し、駅利用者の増加に努めます。JR豊肥本線の電化については、推進期成会を通じてJR等へ要望活動を展開します。

### **4 交通安全の確保（素案P71、関係課：総務課）**

#### **①交通安全意識の高揚**

交通安全意識や交通マナーの向上を図るため、交通安全運動や活動を展開します。年齢に応じた体験・実践型の交通安全教育を進め、交通マナーの遵守や交通ルールを徹底します。高齢者に対しては、老人クラブ単位での交通安全教室の開催や戸別訪問による啓発活動を実施します。交通安全についての広報活動を積極的に推進します。

#### **②交通安全の確保及び道路危険箇所の整備**

事故防止のために危険箇所の点検体制を確立します。危険箇所については、交通安全施設を整備し、安全で快適な交通環境を形成します。

## **5 住環境の整備（素案P73、関係課：建設課、企画振興課）**

### **①公営住宅の整備**

阿蘇市営住宅総合基本計画に基づき、公営住宅を建て替えます。公営住宅の耐用年数を延長させるため、阿蘇市公営住宅長寿命化計画（仮称）の策定に取り組みます。

### **②宅地・住宅の供給促進に向けた取り組み**

民間による住宅供給を推進するため、許認可手続きの迅速化を図り、情報提供します。開発事業者や施工業者に対し、安全で快適な質の高い住宅供給を後押しします。立地条件のいい地域については、道路等のインフラ整備を進め、民間主導による定住化を支援します。

## **6 生活飲用水の安定供給（素案P75、関係課：水道課、財政課、市民環境課）**

### **①上水道の整備促進**

中期目標として、内牧・黒川地区の監視・制御設備の更新を行います。一の宮リゾート地区の販売状況を勘案し、大規模配水池を築造します。長期目標として、有収水率90%を目標に漏水調査業務の実施や、配水管、給水管の更新を実施します。

### **②簡易水道等の整備**

隣接する上水道及び簡易水道地区における連絡管の新設と、遠隔監視システムの構築を行います。山田簡易水道と小野田簡易水道については、配水管を重点的に整備します。波野簡易水道については、既存水源の効率的な利用を図るため施設を整備し、遠隔監視設備を設置します。市簡易水道における水道料金については、簡易水道統合計画に併せて平成25年度までに水道料金体系の統一化を目指します。財産区管理簡易水道については、水道施設の年別整備管理計画の策定や財産区管理会員の水道研修会への参加を促し、技術指導を行っていきます。老朽化した水道施設の布設替え等は、財産区ごとに計画的な実施を提案します。専用水道については、指導行政機関と連携し適切な助言と上水道・簡易水道への移行を促進します。

## **7 生活排水汚濁防止対策（素案P78、関係課：下水道課、市民環境課）**

### **①効率的な排水施設の整備促進**

公共用水域の水質を保全するため、水環境に対する地域住民の理解と協力を求めます。公共下水道については効率的な管渠整備を進めます。合併浄化槽設置補助金の拡充を図り、普及推進に努めます。企業誘致や人口増加を目的とした施策と下水道事業等の環境基盤整備とを組み合わせ、未普及地域の解消に取り組みます。

### **②下水道の効果的な管理の実施**

下水道の普及率向上に取り組み経営の安定化を進めます。老朽化した処理施設や幹線管渠の長寿命化計画を策定し、計画的に改築更新を進めます。下水汚泥の肥料化等有効利用に努めます。

### **③水質汚濁の防止対策**

生活排水対策実践活動の普及及び定着化を目指します。合併処理浄化槽の適正管理を啓発します。

## **8 防犯活動の促進（素案P80、関係課：総務課、市民環境課）**

### **①警察及び地域組織との連携**

防犯パトロールの実施回数を増やします。また、パトロール隊を増員し、防犯体制の確立を図ります。防犯親子ソフトボール大会については今後も継続します。

### **②防犯意識の高揚**

地域の防犯思想の普及を促進し、防犯意識の高揚と防犯に対する住民の連帯意識の向上を図ります。阿蘇安心安全ネットワークの活用を推進し、防犯意識の向上を図ります。地域における防犯灯の設置を促進するために、防犯灯電気料を助成します。

### **③消費者の再発防止対策**

地域での教育・啓発活動により消費者意識の向上と被害者の掘起しを図り、被害者救済後の

再発防止のための原因究明とアドバイスをを行います。

## **9 防災対策の充実（素案P82、関係課：総務課、建設課、農政課）**

### **①災害に強いまちづくりの推進**

災害を未然に防止するため、危険区域の点検を強化します。緊急性の高い地域から対策を講じ、災害情報の伝達機能の充実・強化を図ります。災害時の避難所・経路・手段等の整備を確立します。緊急時の避難勧告及び指示の判断基準を検討します。「お知らせ端末」を全戸に設置し、新たな防災体制を整備します。全国瞬時警報システムを整備します。

### **②阿蘇火山防災対策の実施**

観光客が安全安心に火口見学が出来るよう、策定した基本構想を基に実現を推進し、ガス規制マニュアルの充実化を図ります。阿蘇火山防災会議協議会により規制伝達手段等の整備や訓練の実施、避難施設や避難看板の設置・修復を随時行います。

### **③河川及び山林整備による安全性の確保**

河川に堆積した土砂の撤去を定期的に行い、災害に強い護岸を整備します。山地災害により被害を受ける恐れのある箇所については、治山施設を設置します。保安林については、防災機能の高い森林を整備します。阿蘇地区民有林直轄治山事業の事業実施を国、県に対し要望します。

### **④緊急輸送道路の交通確保**

災害時の重要な輸送道路の通行を確保するため、市民に対し沿道の建築物の耐震化への啓発活動を行い、個人・民間の方々が取組めるよう助成制度等の対策を国及び県とともに進めていきます。

## **10 消防力及び予防体制の整備（素案P85、関係課：総務課）**

### **①消防団員の確保**

市役所職員で組織する機動団員やOB団員等の機能別消防団員制度の導入を検討します。地域の協力により団員確保に努めます。地元企業等に対して消防団協力事業所認定制度を推進し、消防団体制の維持と整備を進めます。

### **②消防基盤の整備**

防火水槽、消火栓の設置については、計画的に整備します。耐用年数を過ぎている小型動力ポンプ、積載車等の消防機材については、順次に更新を進めます。

### **③防火知識の普及**

住宅用火災警報器設置の啓発活動を行います。啓発活動による地域住民の防火意識の高揚に努めます。各小学校・保育所に幼年消防クラブを結成し、各種行事等に取り組み、防火教育を推進します。

### **④自主防災組織の整備**

消防団員等の経験者を地域の防災リーダーとして育成し、地域住民への啓発を図り、自主防災組織への参加を促進し、訓練等の開催を計画します。

## ◆第6節 個性あふれる生涯学習都市づくり

地域を担い、未来を担う子どもたちが、自ら学び考えながら、思いやりや責任感を育み、生きる力を身に付け、心豊かでたくましく育つように、地域に根ざした特色ある学校づくりを進めるとともに、家庭・地域・学校がそれぞれの役割を果たしながら連携し、子どもたちの健全育成に努めます。

また、地域固有の歴史・文化を保存・伝承し、一人ひとりが豊かな人間性を育みながら、いつでも、どこでも生涯を通じて学び、活動できる個性あふれる生涯学習都市を目指します。

さらに、スポーツ団体の支援や指導者の育成を図り、住民の誰もが気軽にスポーツやレクリエーションを楽しみ、健康でいきいきと暮らせる環境づくりに努め、教育、文化、スポーツの振興を通して、思いやりと文化を育む人づくりを推進します。

### 【1】学校教育環境の充実

#### 1 学校教育の充実（素案P87、関係課：教育課）

##### ①小・中学校教育の充実

豊かな心と確かな学力を身に付けた子ども達の育成を目指します。子どもたちが郷土に誇りを持つよう郷土学習や体験活動に取り組んでいきます。児童・生徒の学力向上を図るため、教職員の資質向上及び指導力の強化を図ります。

##### ②総合的な学習の推進

「総合的な学習の時間」では、郷土に誇りを持つための取組を推進するため、体験活動等の授業を展開します。国際化時代に対応するため、外国語指導助手を配置し、小学校にも派遣し国際理解教育を推進します。

##### ③幼稚園、保育園、小学校及び中学校の連携

保育園、幼稚園から小、中学校へのスムーズな就学、進学ができるよう長期的な視点に立った連携を推進します。健康面については、家庭や地域を通じて健康づくりの啓発に取り組み、健康・安全教育を推進します。

#### 2 小学校、中学校の施設整備及び機能充実（素案P89、関係課：教育課）

##### ①安全・安心な教育環境の整備、学校規模適正化の推進

安心安全な教育環境の実現のため、耐震補強や建替を進めます。小中学校の統合については、学校規模適正化基本計画をもとに、住民説明会や検討会を実施し、保護者や地元市民等の理解を得ながら進めます。

##### ②学校施設の跡地利用

跡地利用検討委員会により、地域さらには市全体が活性化するための利活用を検討し、取り壊しをも検討します。

##### ③ICT教育に対応する施設・設備の整備

パソコン等の資機材については、今後も計画的に導入します。ICT環境整備については、今後の学校整備を考慮しながら推進します。ICT教育に関する教員の指導能力向上に向けた研修会・発表会の機会を設けます。

## **【2】生涯学習の充実**

### **1 生涯学習の推進（素案P91、関係課：教育課）**

#### **①生涯学習の推進計画及び体制の整備**

生涯学習推進計画を作成し、生涯学習の環境づくりや、学習の成果を幅広く活用できるような推進体制を整備します。

#### **②生涯学習講座の充実**

生涯学習講座の講師及び受講生に、身につけた能力・技術を地域の文化振興に役立てていけるよう支援します。新規主催講座については、関係者協議のうえ開催します。パソコン講座については、初心者への門戸を広げます。

#### **③図書館の利用促進**

阿蘇市立図書館の広報活動により利用者の拡大を図り、電光表示器や検索システムの活用など市民に利用しやすい図書館を目指します。「子どもの読書活動推進」や「レファレンスサービス」、「予約・リクエスト」など、利用者サービスの向上に努めます。移動図書館については、市内全域を対象に巡回します。

#### **④児童・生徒の交流事業の促進**

幅広い分野での交流を促進し、豊かなコミュニケーション能力を身につける児童生徒の育成に努めます。

### **2 地域連携による青少年の健全育成（素案P94、関係課：教育課）**

#### **①家庭教育力・地域教育力の充実**

子どもたちの健全育成のために、交流体験を推進します。家庭教育力・地域教育力の重要性について啓発し、地域のリーダーとして活躍する人材を育成します。地域のコミュニケーションや社会的なつながりを構築し、社会の結束力・地域力を育てます。

#### **②子どもたちの安全の確保**

「地域学校安全推進指導員」を配置し、危険カ所の把握に努め、防犯の意識啓発を図ります。学校内での安全確保のため、教職員と子どもたちが一体となって、学校での危機管理体制に努めます。「小・中学校通学路安全確保ボランティア協力員」を活用し、地域ぐるみで登下校時の巡回や通学路の安全点検等を実施し、安全体制の確保に努めます。

### **3 スポーツ・レクリエーションの振興（素案P96、関係課：教育課）**

#### **①スポーツ環境の充実**

各種スポーツ教室や企業協賛のスポーツ大会等を誘致するなど、施設の有効利用を図ります。各種競技間でスムーズな施設利用ができる体制構築のため、民間施設と共存した環境整備を行い、情報提供も併せて推進します。学校ナイター施設等の点検や改修を行い、快適なスポーツ環境を整備します。

#### **②生涯スポーツの普及促進**

スポーツやレクリエーションを通じた活動や健康づくりなどを行います。市民の健康・体力づくりを推進するため、スポーツ活動への支援、地域スポーツ推進体制の強化、指導者の育成及び確保、スポーツリーダーバンクの設置など取り組みます。スポーツへの関心を高め、レベル向上を目指すため、競技スポーツ大会を誘致します。

#### **③総合型地域スポーツクラブの推進**

総合型地域スポーツクラブの会員加入促進を図ります。「運動・健康」の庁内担当部署との連携を密にし、総合型地域スポーツクラブを通じた豊かな活動の場を提供します。学校と総合型地域スポーツクラブの融合を促進します。

### **【3】 歴史・文化の振興**

#### **1 芸術・歴史・文化活動の推進（素案P99、関係課：教育課）**

##### **①郷土学習の推進**

郷土の誇りと愛着に繋がる調査・保存を推進し、学習の機会や愛護思想の向上に努め、「くらしのあゆみ阿蘇」の普及を図り、市民の郷土学習を深めていきます。地域の遺産を守り維持し、より深く地域に根ざすよう、地域住民への周知徹底や意識高揚を図ります。

##### **②人材育成と文化の醸成と創出**

広域的視野における文化推進と広域的ネットワークの構築、指導者の確保と人材育成を目指します。阿蘇市文化協会・郷土史研究グループの若い世代の加入を推進します。市民のニーズに沿った文化事業を企画立案し、効率的・効果的な事業を展開します。

##### **③文化活動団体の育成**

文化芸術活動や伝統文化継承活動等を鑑賞・参加体験する機会を提供します。学校教育との連携により、次世代への継承を推進し、後継者の育成と学術的な記録保存を推進します。団体間の広域的連携を強化し、公演の場の提供等を内外に広く周知・啓発を行い、地域の文化団体の活動を支援します。

#### **2 歴史・文化を活用したまちづくり（素案P101、関係課：教育課）**

##### **①地域の文化資源、歴史遺産等の調査・保存及び周知**

地域の歴史と伝統を正しく理解し次世代に継承するため、学芸員を増員し市文化財保護委員と連携して、文化遺産の学術調査を実施します。世界文化遺産への取組みとして、重要文化的景観の選定や構成資産となる文化財の国指定化を推進します。観光との連携を強化し、案内人の養成、説明板等サイン関係やアクセス面の整備、観光パンフレット等への掲載を行います。民間団体等の活動やその機能を活用し、散策ルートの開拓や学習会を進め、地域の文化資源の資質向上に努めます。

##### **②地域と連携した文化のまちづくり**

地域と一体となって地域の調査分析を行い、歴史的まちなみや史跡等地域特有の資源を活かしたまちづくりや市民自身が魅力を感じる個性豊かで情緒あふれる住環境整備を推進します。

##### **③文化資源等の情報の一元化**

既存の資源を再調査するとともに、新たな資源の発掘に努めます。多分野に利活用可能なデータベース化を進めます。

##### **④文化活動の拠点づくり**

阿蘇の歴史と文化の受発信拠点、活動拠点の施設や古文書などの歴史的な地域資料の継続的な収集・整理を一元的に行い、将来に伝えるための資料館の整備を検討します。

##### **⑤世界文化遺産の登録推進**

貴重な財産を後世にわたって継承していくため、県と阿蘇郡市7市町村の共同事業として世界文化遺産への登録を推進します。

## ◆第7節 住民参加による自立したまちづくり

住民参加の基礎となる自治意識の高揚を図り、身近な地域課題に住民の主体的な参加と相互の交流を深めるなど、コミュニティの形成や活動を促進し、地域社会が持つ相互扶助機能の向上に努めます。

住民参加型の開かれた市政を推進していくため、住民と行政を円滑なコミュニケーションで結び、相互に必要な情報を正しく迅速に伝える広報活動の充実を図るとともに、住民の要望や意見を幅広く聴取し、適切に市政に反映するため、広聴活動の充実を図ります。

また、性別等に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮できる社会の実現に努めていきます。

### 【1】住民自治の確立

#### 1 住民自治の環境整備（素案P104、関係課：総務課）

##### ①自治基本条例（住民自治条例・まちづくり条例）の制定

本市における「自治」の方針と基本的なルールを定めた自治基本条例（住民自治条例・まちづくり条例）を制定します。

##### ②行政区（地域自主組織）への側面的な支援

地域社会の住民自治のあり方をその住民の意思に基づいて決定し、住民の暮らしや安全を互いの支え合いによって維持向上していく主体的な取組みを、行政が側面的に支援します。

##### ③行政・議会の環境整備

議会中継システムの構築、議会議事録のインターネット検索システムの構築などに取り組みます。住民自治の推進のため、行政組織の体制を整備します。

#### 2 地域コミュニティ活動の充実（素案P106、関係課：教育課、企画振興課）

##### ①地域住民の意識啓発

地域の自主的な活動により地域住民の自治意識の高揚につなげます。地域リーダーの研修や若い世代を中心としたリーダー育成を図り、地域住民が中心となった自主的な活動を促進します。

##### ②公民館事業の展開

交流の場を提供し、地域住民の社会参加や仲間づくり・地域づくりへと展開します。地域住民のニーズに対応した学習、学術及び文化に関する各種事業を行い、市民の教養の向上、健康の増進、生活文化の振興、社会福祉の増進などを推進します。

##### ③地域づくり団体の育成と支援

地域づくり団体の育成・活発化を図り、自主的・主体的な活動への支援のため、人づくり、地域づくり事業を推進します。阿蘇市地域づくり団体協議会を中心とした相互交流を活発化し、住民の地域づくりに対する意識の高揚を図ることで、地域リーダーを育成します。

##### ④地域コミュニティの形成

集落・地区単位での住民間の交流を深め、地区住民が一体となった社会づくりを推進します。各種助成事業に関する情報を提供し住民活動を幅広く支援します。

## **【2】市民の行政参加と協働**

### **1 市民の知恵と力を生かした行政の展開（素案P108、関係課：総務課、情報課）**

#### **①的確な情報発信（広報活動の充実）**

「広報あそ」については、市民生活に関連する行政の諸情報や動き、施策的事項について、わかりやすく興味深い紙面づくりに努め、市民に愛着の持てるものとします。ホームページについては、欲しい情報や関連情報へのリンクを進めます。「お知らせ端末」については、市民にとって有益な情報をリアルタイムに発信、行政と市民の距離を近づけます。

#### **②市民の意見聴取体制の整備（広聴活動の充実）**

「地域審議会」や「市政モニター」、ご意見箱「ハイ、市長です。」、「パブリックコメント」、「市政報告会」などを通じ、市民の意見聴取に努めます。更に政策アイデアの募集を行ない、実現可能なアイデアについては、実現化を図ります。

### **2 市民と行政のパートナーシップの構築（素案P110、関係課：総務課、情報課）**

#### **①パートナーシップ意識の普及啓発のための仕組みづくり**

市民や市の職員がパートナーシップの原則や基本理念を理解し、それに基づき行動できるよう、パートナーシップ意識の普及・啓発に努めます。

#### **②情報公開・提供の推進**

全庁的な情報公開を進め、情報公開に適応した文書の編纂、保存管理を行ないます。特に文書管理システムを導入し、開示請求に即応できる体制づくりを進めます。適正に個人情報を取り扱います。

#### **③行政業務の見直し**

自助・共助・公助による補完性の原理に基づいた事業実施を進めます。

#### **④市民の行政参加機会の創出**

各審議会や協議会等の構成員の一般公募枠を拡大し、市民のパートナーシップに対する意識の改革を図り、新たな市民の参画による審議会や協議会等での論議の活発化を促進します。

### **3 人権尊重と男女共同参画によるまちづくり（素案P112、関係課：人権啓発課）**

#### **①人権尊重のまちづくり**

学校、地域、企業、各種団体と連携し、学習会への参加など広く人権意識の定着、啓発に努めます。コミュニティセンター、隣保館を、地域に開かれた館として、市民が気軽に利用できるよう努めます。

#### **②男女共同参画社会づくり**

「第2次阿蘇市男女共同参画社会推進計画」を作成します。学校、地域、企業、各種団体と連携し、女性の自立と社会参画を目的に開催される研修会に多くの方が参加できるよう努めます。男女共同参画社会づくりを推進する団体に対して研修支援をします。

#### **③女性登用の拡大**

政策立案や意思決定の場における男女比率が“フィフティ&フィフティ”になることをめざし、女性の参画を進める方策を整備します。

# 覽 — 標 指 ◆